

## 第113回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年6月5日(月) 10:00~12:00

2 場 所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂(部会長)、樋 浩一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子

【専門委員】

滝澤 美帆、江川 章、小松 知未

【審議協力者(有識者)】

小池 芳明

【審議協力者(各府省等)】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：坂井室長 ほか

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農林業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。部会長の川崎です。

それでは、ただ今から第113回の産業統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は久々ということで、昨年度、漁業センサスの審議がありましたけれども、それ以来の部会の開催ということとなります。前回に続きまして、皆様には御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日は会議室には、私と、それから総務省の政策統括官室、それから農林水産省の方々がこの会議室にありますが、それ以外の方はウェブで参加していただいております。ウェブで参加していただいても、できるだけ議論に積極的に参加していただけるように環境を整えたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なく御発言をいただくようお願いいたします。特にウェブの場合ですと、途中で急に声が聞きづらくなったりすることもあるかと思

います。そのような場合には、特にウェブで参加されている方には、遠慮なさらずに一声聞こえませんかと言っておくと、少し調整などしますので、是非お知らせいただけたらと思います。

本日から、農林業センサスの変更についての審議を行います。これは5月30日の第193回統計委員会で諮問された案件ということでもあります。

審議に先立ちまして、部会の構成員について御紹介させていただきますが、メンバーお一人お一人の御紹介は紙で御覧いただくということで、参考1に名簿がございますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。御参加いただく方々としては、農林業の知見の深い方から御意見をいただけるようにということで、経常的なメンバーに加えまして、3名の方に追加で御出席をいただいております。

そのような方々だけ御紹介させていただきますが、お一人目が、中央大学経済学部の江川章専門委員であります。それから、その次に、北海道大学農学研究院の小松知未専門委員です。このお二人については、研究者のお立場として御参加をいただくということになります。それから、3人目の日本農業法人協会の小池芳明審議協力者ですが、小池審議協力者には、実務者や報告者の立場から御参加をいただくということになります。

それでは、今御紹介したお三方から、一言ずつ順番に御挨拶をいただけたらと思っております。では、まず江川専門委員からお願いしたいと思います。

○江川専門委員 おはようございます。中央大学の江川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、小松専門委員、お願いいたします。

○小松専門委員 北海道大学の小松知未と申します。これから3回ないし4回の会議でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、小池審議協力者、よろしく願いいたします。

○小池審議協力者 おはようございます。日本農業法人協会の小池と申します。これから2か月ほどですか、大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。失礼いたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、これから審議に入りますが、それに先立ちまして、4点ほど留意事項ないし今後のことについて申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、事務的なこととなりますけれども、最近の統計委員会の例に従いまして、事務局から議事次第と配布資料の紹介については省略をさせていただきます。

それから、2点目は、審議の進め方についてですが、審議はこれまでの部会と同様に、資料2の審査メモに沿いまして、事務局から審査状況と論点を説明してもらいます。その後、資料4に基づきまして、調査実施者である農林水産省から、論点に対する回答をいただきます。その上で、質疑応答という形で進めていきたいと思っております。

なお、審議の上で、今回特に重要な概念である「農業集落」について、定義や実態を正

確に理解しておくことが必要であると考えますので、これは農林水産省にお願いしまして、資料3として、農業集落についての補足説明資料を用意していただきました。これらの資料については随時、事務局より画面に表示して、説明に使用させていただきます。

それから、3点目についてですが、これは参考2でお示しをしております審議スケジュールについてです。既に御案内のとおり、4回を予定しています。審議事項が多いということで、特にこの農林業センサスはかなり大規模な調査で、いろいろ複雑な内容がありますので、このようなことを限られた時間の中で審議するということになりますが、皆様に十分議論していただきながら、効率的な運営に努めたいと考えております。

それからもう一つ申し上げますと、最終的な答申案につきましては、8月に開催する予定の統計委員会で報告することを目指して進めていきたいということで、予備日が最後8月4日となっておりますが、この後、統計委員会が開かれると思いますので、そのあたりでの答申案の報告を目指していくということでもあります。

それから、審議の順序ですが、通常ですと、諮問の概要の順番に沿いまして、報告者数が一番多い農林業経営体調査の変更というところから審議するのが普通だろうと思いますが、今回につきましては、申請に至るまでの経緯を踏まえまして、より慎重な審議を行うという観点から、少し順序を変えまして、農業集落調査に関する変更を先に審議したいと思っております。その上で、農林業経営体調査等に進んでいくという段取りを想定しております。したがって、今日は、農業集落調査について集中的に審議させていただきまして、時間に余裕がありましたら、農業経営体調査についても少し審議に入れたらと思っております。

それから、最後に4点目ですが、本日の審議は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方もいらっしゃると思いますので、時間になりましたら御退席いただいても結構です。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

それから、本部会のメンバーとして、清水千弘臨時委員がいらっしゃいますが、清水臨時委員につきましては、6月から7月にかけて海外出張が続いておられるということで、今回の一連の審議では、御欠席となる場合が多いということだそうですが、審議事項について、清水臨時委員からコメントが事務局に届いた際には、これを部会で紹介するというような方法で、審議に考慮していきたいと思っております。

以上が事前のお知らせです。

それでは、早速審議の内容に入らせていただきます。

まず、資料1-1、諮問の概要についてですが、これは既に統計委員会の場で説明していただいておりますので、時間節約のため、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、5月30日の統計委員会で諮問された際に、椿委員長から今回の審議全般について御発言がありましたので、これについては事務局から御紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 席上配布資料と記した「諮問の際に示

された御意見」を御覧ください。今後取りまとめられる正式な議事録に先立って、当日の御発言を要約したのですが、委員長からは、社会環境の変化や調査実施者側の要因などでこれまでと同じ計画が維持できない場合に、調査をどのような形で継続するかというのは大きな課題である。その一方で、限られたリソースの中でできる範囲の調査を、可能な方法・手法で継続することは重要。その際には、これまでのやり方に縛られない柔軟な発想も必要となる。そういった意味で、「持続可能な統計調査のための現実的な対応」という観点も意識していただき、将来を見据えた意見を出し合っていたいただきたいとの御発言がありました。

また、部会長からも、今後の審議に当たっての所感も含め、御発言がありました。

事務局からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。ということで、椿委員長が示された方向性がありましたけれども、このような方向性を踏まえまして、建設的な審議を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速個別の審議に入ってまいりたいと思います。農業集落調査に関する議論ということになります。まず議論の前提としまして、農業集落というものがどういうものかということ、認識を共有しておくことが必要だろうと思います。どうも農業集落という言葉は、私たちが一般的にイメージする意味合いと農林業センサスで使われている言葉とでは、若干異なるところがあるようです。そこで、具体的な審議に入る前提として、この農業集落とはどういう概念で、どういう実態なのか、このようなことについて少し説明をしていただき、認識を共有していきたいと思っております。

では、まず事務局から概要説明をしていただきまして、続いて、農林水産省から補足説明をお願いしたいと思います。

では、事務局からお願いします。

**○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 資料2の別添4を表示いたします。こちらは、総務省において、農林水産省の説明やホームページの情報から作成した資料となります。

農業集落について、現行の調査計画で示されている定義は、1にありますとおり「市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会」というもので、以前からこの定義が用いられているのですが、若干抽象的な定義であるとともに、今回の審査過程において、農業集落の設定実態との間でずれがあるのではないかという問題意識もあり、この機会に実態を整理して、この後の議論の一助にさせていただけたらと思った次第です。

統計委員会の諮問時に御説明したこととも重複しますが、農業集落といいますと、一般的には農業を行っている方が集まっている地域をイメージされると思います。現行の定義はそれに近いものだと思います。ですが、その実態というのは、2に記載していますとおり、「日本全域について、行政区域や農業生産面等における共同活動の状況などを勘案して、各市区町村を一又は複数に分ける地域区分」というもので、その結果として、農業が行われていない地域も含め国内の全ての地域は、いずれかの農業集落に属するように設定されています。

具体的に集落の設定状況についてイメージしていただくために、別添4の後ろの方に地図を付けておりますので、そちらを映します。上の図ですけれども、こちらは、米どころとして有名な新潟県南魚沼市です。赤い線で区切られた区域がそれぞれ農業集落でして、非常に細かく集落区分が設定されていることがお分かりいただけると思います。一方で、下の方ですけれども、都市部の例として、東京都新宿区を取り上げております。こちらは、区全体が一つの農業集落として設定されています。

この集落の設定状況は農林水産省のホームページでどなたでも御覧いただけるもので、都道府県別の農業集落数についても、資料には付けておりますが、地域によって設定状況は大きく異なるとともに、農業とはほぼ無縁と思われる地域も農業集落が設定されています。ですので、「集落」の前に「農業」という用語は付いておりますが、実態としては、「市町村よりは細かな集計上の地域区分」と受け止めていただくのが分かりやすいと思いますし、これを示すものとして、同じ資料で、南魚沼市の大崎という農業集落の例を付けておきました。これは、こちらも農林水産省のホームページで公開している、「わがマチ・わがムラー農村地域の姿一」というデータベースからの抜粋ですが、このようにホームページで集落ごとのデータを見ることもできます。

なお、このあと御審議いただく農業集落調査ですが、この調査で、集落に関するあらゆるデータを把握しているというわけではなく、資料でも赤枠で囲みを付けておりますけれども、寄り合いの開催状況や、地域資源の保全状況といった限られた部分を調べる調査となっております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から何か補足がありましたら、お願いしたいと思います。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 補足いたします。農林水産省センサス統計室長の坂井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、農業集落の設定の目的についてですが、農業集落は、農林業センサスにおきまして、市町村の区域より更に細かい地域での集計を行うとともに、農業集落調査の調査単位とするために設定しております。

次に、農業集落の定義と設定の考え方ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、農業集落とは、市区町村の区域の一部におきまして農業上形成されている地域社会をいいます。これは、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた、農村社会における社会生活の基礎的な単位として設定した地域範囲であります。具体的には、農道、農業用かん排水施設、共有林野、農業用各種建物や農機具などの共同利用ばかりでなく、ゆい、手伝い、又は共同作業を通じ、農産物の供出、又は共同出荷など、農業経営のあらゆる面にわたる協力はもちろんのこと、冠婚葬祭その他、生活面においてまで密接に結びついた、設定当時における独自の生活慣行と集落意識に基づく農村共同体でありました。

その後、高度経済成長期における農村人口の急激な流出とか、兼業化の進展、都市化による混住化等によって、従来からの農業集落としての機能が著しく崩れているところはご

ざいますが、農業集落の範囲はもともと自然発生的な地域社会であって、独自の生活慣行と集落意識に基づく農村共同体であることから、基本的には1970年、昭和45年当時の、農業集落の範囲を踏襲し、地域の実態を時系列比較できる固定したフレームとして設定し、現在に至っているものであります。

資料3の次ページを見ていただきますと、農業集落の基本的な属性を整理しております。この資料では、地域的な違いが分かるよう、都市、平地、山間、そして、平地と山間の間の地域であります中間の地域に分けて整理いたしました。中間地域と山間地域を合わせて、よく中山間地域と呼んだりします。これらは、この資料の一番下の表の基準によって分類されております。

集落数を見ていただきますと、中山間地域で全体の過半を占めている状況でございます。上から3段目の中央値ベースを見ていただくと分かりやすいかと思えます。総土地面積で見ますと、都市的地域は全体より低いのですが、中山間地域は全体より高くなっております。一方、世帯数で見ますと、都市は全体より高くなっておりますし、中山間地域は全体より低くなっていると。これぐらいの範囲だというふうにイメージしていただければ、よろしいかと思えます。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。農業集落が新宿区にも設定されているというのが、今回、私はお話を聞きながら大変新鮮な発見でしたけれども、いろいろ皆様も御説明をお聞きになりながら、疑問を持たれたところもあるかと思えますので、これからしばらく質疑応答に入りたいと思えますが、もし何か御質問などありましたら、どなたからでも結構です。御発言をお願いしたいと思います。挙手ボタンを押していただいても結構ですし、発言ありますと口頭でおっしゃっていただいても結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

もし少しお考えになっているのでしたら、私なりの感想を申し上げれば、随分、この農業集落というのは規模に格差があるのだなということ、数字や御説明を聞きながら感じました。新宿区というのもそうですし、それから、南魚沼市というのはその逆の対比だろうと思えますけれども、集落の調査をするときには、多分これ、全部を実際、農業集落調査で調査するというのではなくて、農業に特化した地域を調査するということですね、恐らく。これはこれからの説明ということだと思いますけれど、農林水産省からもし何かありましたら、後ほどの調査の説明のところでお聞きしましょう。

樫委員の手が挙がっております。樫委員、お願いいたします。

**○樫委員** 樫でございます。今の川崎部会長がおっしゃったことと同じような話ですけれども、調査対象集落というのが13万8,000あるということなのですか、これは設定されている集落の数が13万8,000ということなののでしょうか。それとも、調査されているものが13万8,000ということなののでしょうか。

**○川崎部会長** では、農林水産省からお願いいたします。

**○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業セン**

サス統計第2班担当) 農林水産省の角谷と申します。お答えいたします。この13万8,000というのは、全体の農業集落のうち、集落調査を行った集落の数という形になります。全域が市街化区域というところを除いた地域で調査をしておりますので、その範囲という形になります。

○樫委員 ありがとうございます。そうすると、全域が市街化区域ということになると、例えば新宿区とかは、集落にはなっているけれど調査はしていないということなのですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農林業センサス統計第2班担当) はい、集落の調査はしておりません。

○樫委員 そういうことなのですね。少し調べてみたのですが、集落としては指定されているけれど調査されていないところがどこかというのが、簡単には分からなかったのですが。

○川崎部会長 何か一定の基準が恐らくあるのだと思いますが、少し補足していただいてもよろしいですか。

○樫委員 例えば、世田谷区は市街化調整区域があるのですが、調査をされているのか、されていないのか、その辺がよく分からなかったのです。例えば世田谷区は全域が市街化区域ではなくて、調整区域が一応あります。そうすると、そこは調査はしているということなのですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農林業センサス統計第2班担当) 農林業センサスにおいては、農業集落調査と農林業経営体調査というのがございまして、農業集落調査においては、全域が市街化区域というところでは、寄り合いなどの調査については行っていないということになっています。ですから、もし農林業経営体調査の方でそこに調査客体がいれば、調査結果としては、その結果というのは公表されていることになります。

○樫委員 集落調査の方では、市街化区域ではないところがあれば、一応調査はしているはずだということなのですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農林業センサス統計第2班担当) はい。集落全域が市街化区域ということになっている場合だけ、調査はしないということになります。

○樫委員 先ほど川崎部会長がおっしゃったことなのですから、その集落の設定の仕方です。例えば杉並区や世田谷区と、隣の三鷹市などとは、隣接している辺りはそんなに違うわけではないと思います。23区は全部一つの集落で、市町村になると、途端に細かな集落があるようで、かなり設定の仕方が違うように思えるのですが、これはどういう基準で作られたとか、そういうことは分かっているのでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農林業センサス統計第2班担当) 具体的に細かくここまでということではないのですが、1970年当時にこの集落の範囲というのがある程度決定されましたので、そのときに、農業の方々のまとまりといいますか、生活環境とかの当時の農村共同体といいますか、そういうところを考えまして、設定されていると思っております。

○**樫委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**川崎部会長** なかなか分かりにくいところもあるかと思いますが、直感的な日常語の農業集落ではなくて、農業の結果表章をする単位、また地域データを把握する単位ということで、日本中に設定されていると。都市部であろうと農村部であろうと設定されている。日本国土全部をカバーするのが、この農業集落という概念だということだと理解しました。事務局から補足説明があるそうですので、お願いいたします。

○**内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 割り込んで失礼いたします。内山でございます。御審議ありがとうございます。

農業集落の総数という話がありましたけれども、先ほど御説明をした別添4の地図の前のページ、「農業集落の数」という資料を付けております。その上に、全国の農業集落数という全体表を付けているところです。日本全国に設定されている農業集落の数が約15万、今話題になった全域が市街化区域の集落、これが約1万ありまして、農業集落調査の調査としては、従前から対象外ということになっています。ですので、13万8,000、約14万ということになるのですが、これが従前、農業集落調査の対象になっていたと御認識いただければと思います。

少し先んじて申し上げますと、市街化区域ではないけれども、経営耕地を有する農家がいらっしやらない地域、これが大体3,000あるということなのですが、これが、今回から農業集落調査の対象外になるというのが、今回の変更点ということになります。こちらについては、また後ほど御審議いただければと思います。

ありがとうございます。

○**川崎部会長** 補足、ありがとうございます。

それでは、宇南山臨時委員から手が挙がっておりますので、御発言、お願いします。

○**宇南山臨時委員** ありがとうございます。宇南山です。

後ほど細かくお話いただくということではあるのですが、少し確認したいのは、この農業集落というのが固定したフレームだということで、国勢調査の基本単位区のようなものと理解したのですけれども、その農業集落が約14万あるものが、今も適切な区切りであるかどうかとか、状況の変化というのがきちんと追われているのか。それとも、もう1970年前後に決めたまま、機械的に維持されているものなのかということについて、お聞かせいただければと思います。

また、恐らく農業をあまりやっていないようなところも設定しているということなのですが、集落の設定をすること自体、維持すること自体に、すごく手間やお金がかかる状況なのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○**川崎部会長** ありがとうございます。それでは、農林水産省からお願いいたします。

○**角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当）** まず農業集落の設定方法ですが、前回調査時の農業集落を基に、市町村の方に、基本的には現状を維持するという形の中で、例えば土地改良などがあって農地が分断されてしまったとか、そのような事情があれば変更するということですが、基



本的には前回は踏まえた形で農業集落を検討いただき、市町村、そして都道府県の認定を受けて、農業集落というものを決定しております。

○川崎部会長 ということは、農業集落はあまり変わっていないということで、そんなに設定のために大作業をして、全部見直していくということをされているわけではないという理解でよろしいですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、そのとおりです。継続的なデータの変化を見るということも含めまして、大胆な変更というのは行っておりません。

○川崎部会長 ありがとうございます。

よろしいですか、宇南山臨時委員。

○宇南山臨時委員 取りあえず了解しました。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、あるいはほかにも御質問おありの方がいらっしゃるかもしれませんが、実はこのポイントは、これから、この後の審議の中でかなり重要な点となってまいりますので、また御質問がある場合には、その審議の中でしていただいても結構ですので、先に進ませていただきたいと思います。

これから農業集落調査の内容に入ってまいります。農業集落調査の変更点につきましては幾つかのポイントがあって、母集団名簿の作成方法の変更、あるいは報告者の選定方法の変更、また、そのようなことに伴っていろいろな見直しなどがあると思いますので、これについて早速審議に入ってまいりたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたとおり、事務局から、これらの変更に関する審査状況と、その論点についての説明をお願いして、その後、農林水産省から、調査実施者としての御説明をお願いするというように進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から、審査状況や論点についての御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局です。審査メモの12ページを表示します。変更内容は、①、②のとおり、母集団名簿の作成方法の変更、報告者の選定方法の変更が予定されております。

審査状況のアですが、農業集落調査を実施するに当たり、前回までは、地域の実情に精通すると考えられる方々、具体的には自治会長のような方々について、市区町村から情報提供を受け、地方農政局等が名簿を作成し、調査を行っていました。ですが、枠囲みの部分となりますが、前回の実態として、全国約14万集落のうち情報が得られないところが多数あったほか、情報が得られたところについても、実際に調査をすると、農業をなさっておられないために回答が得られないなど、調査の実施が難航したということで、今の方法のままでは的確な報告者の把握が困難ということで、調査を継続するため、効率的で有効な方法への改善が必要とされました。

そこで、この部分となりますが、経営体調査と農業集落調査を同時に実施してきた制約を外して、経営体調査票の客体候補一覧の情報を令和7年調査の実績及び行政記録情報等により更新・整備して、何らかの形で農業に携わっておられる方について農業集落調査の

母集団の候補とし、その上で、次のページに示す順位で、集落ごとに農業集落精通者と考えられる方を1人選定し、この名簿に沿って回答を求める計画です。

報告者の選定手順の詳細については、別添5の流れ図を付けておりますけれども、具体的には、自治会長・行政区長等が優先順位第1位となり、もし対象者がいなければ、優先順位第2位以降、人・農地プランで地域内の「農業を担う方」ですとか、認定農業者等の順で経営耕地面積が大きい方を選定するという流れとなっております。

この変更について、審査部門の認識がウの部分ですが、母集団整備に当たって、農林業センサス自体から得られる最新の情報を最大限活用しようとしており、その整備に大きな支障が生じない見込みであること、これまで農業に従事しているか否か問わずに報告者を選定していた方法を改め、何らかの形で農業に従事している者の中から選定すること、候補者の選定に明確な優先基準を設けていることなどから、新たな方法の採用を否定するものではありません。

ただ、選定した報告者が回答できない場合の取扱いについて、報告者に対してより大きな負担をかける可能性があると思われられる部分もあり、実際の作業手順の詳細や運用の考え方について、改めて部会でも議論していただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明申し上げます。農業集落の母集団名簿の整備手順についてでございます。

農業集落調査では、農林業経営体調査の実施後に市区町村が整備し、令和7年6月までに農林水産省へ報告された農林業経営体調査の客体候補一覧表を用いて、令和7年8月までに母集団名簿を整備いたします。この名簿整備におきましては、市区町村があらかじめ客体候補一覧表に印を付けた自治会長・行政区長等の情報を使って、農業集落ごとに、手順に従って単一の報告者を選定いたします。

選定の手順ですが、まず、自治会長・行政区長等を兼ねている方、これを（ア）とします。次に（イ）、自治会長・行政区長を兼ねている者がいない場合は、個人経営体及び世帯で事業を営む法人経営体のうち次のいずれかに該当する者ということで、aといたしまして、地域計画における地域内の「農業を担う者」のうち経営耕地面積が大きい経営体、b、aに該当する経営体がない場合は、農業集落内の認定農業者又は認定新規就農者のうち経営耕地面積が大きい経営体、c、a及びbに該当する経営体がない場合は、農業集落内の経営体のうち経営耕地面積の大きい経営体、最後に（ウ）といたしまして、（ア）及び（イ）に該当する者がいない場合は、農業集落内の経営体に該当しない農家等、自給的農家とか土地持ち非農家とかその他の世帯ですが、そのうち経営耕地面積が大きい世帯の順に、紛れなく選定いたします。

次に、母集団名簿の整備に当たり、各市区町村から自治会長等の情報提供を円滑に得られることは確認済みかということについてですが、前回センサスでは、農林業経営体調査客体候補一覧表に、市区町村が認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人に該当す

る者に丸印を記入して、報告をいただいたところであります。

今回のセンサスでは、これに加えて自治会長・行政区長及び地域計画における地域内の「農業を担う者」についての情報も記入いただくこととしております。調査客体候補一覧表にある氏名、住所、電話番号等の個人情報には農林水産省が所有しているものでありまして、また、これまでも市区町村からは認定農業者の情報は得られているとのこと、市区町村広報などに自治会長名を公表しているところもあることから、自治会長の情報についても認定農業者等と同様に問題なく入手できると考えております。

なお、前回調査で個人情報保護の観点から自治会長等の情報が得られなかった複数の市町村へ確認いたしましたところ、「氏名、住所、電話番号の情報自体を市町村から提供するものではなく、自治会長等の該当者へ丸印を付けるだけであれば対応可能」との回答を得ているところではありますが、個人情報保護委員会への相談と、これまで同様、市区町村への協力依頼を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

次に、報告者を選定する際の優先順位の設定期理由についてです。

報告者の選定に当たりましては、農林業経営体調査の客体候補一覧表に記載された者から、最初に自治会長・行政区長等を兼ねている者、該当がない場合は、地域計画における地域の「農業を担う者」のうち経営耕地面積が大きい経営体としております。センサス研究会での議論を踏まえ、報告者の選定方法を変更することとしましたが、前回センサスで選定できた自治会長・行政区長から一定の回答を得られたこと、自治会長・行政区長等は、当該地区の代表であり、他地区との交流や地域のことを決定する寄り合いに優先して参加する者であるという理由から、本調査の回答者として最もふさわしいと考えられることから、まずは自治会長・行政区長を第一順位としているところであります。

次に優先順位としている地域計画の地域内の「農業を担う者」は、認定農業者等でもありますが、地域計画の策定に当たって、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にしていく際の中心的メンバーに位置付けられている者でありまして、農業集落内の地域住民との関係性も濃密で、地域内についてより精通していると考えられます。このことから、認定農業者よりも優先した順位に設定しているところであります。

また、農業委員等も将来的な候補としてはあり得ますが、今回は、実際に農業に従事する立場の人から統一的に選定するという考えから、対象に含めてはおりません。

次に、農業集落内に複数の自治会長が存在する場合はどのような報告者を選定するかということですが、前回センサスでは、市区町村からの情報収集等により自治会等の区域内における農業者の最も多い自治会から、調査対象を選定しておりました。しかし、今回利用する農林業経営体調査の客体候補一覧表の情報からは、上記の方法による選定ができませんので、複数の自治会長が存在する場合は、農業を担う者や認定農業者の場合の選定と同様に、自治会長・行政区長のうち経営耕地面積が大きい者を選定することとしております。

最後に、選定された報告者が回答できない場合の手順についてですが、選定された報告者が報告事項全てについて回答できない場合は、あらかじめ農林水産省において農林業経営体の客体候補一覧表から選定した農業集落ごとの次候補者の名簿を用いて、民間事業者

がその調査対象者へ調査票を再発送することとしております。

今回の農業集落調査では、報告者の選定は別途お示ししている優先順位に従い、調査事項に回答できる者を選定することとしておりますので、基本的に調査事項全てに回答できないということは想定しておりません。しかしながら、報告者がうろ覚えであったり、回答に自信がないなどの疑念があった場合には、自発的に近隣の方から情報収集して報告者が調査票に記入することを妨げるのではないことを示すために、調査票にあえて、「全体を通して、御自身では十分な回答ができない項目がございましたら、農業集落内の事情にお詳しい別の方から伺うなどして回答してください」と記載しているものでございます。

また、農業集落調査票は、農林業に関する地域の取組や地域に存在する資源の管理に関する調査事項の設定としておりまして、個人の取組など秘密に関する事項ではなく、当該農業集落の農林業に関わっている住民であれば周知のことですので、報告者が集落内での不特定の者に情報収集することは支障がないと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等に入りたいと思いますが、その前に一つ、私から補足の説明をさせていただきます。

私が補足説明するのも変な話かもしれませんが、私自身、この件を理解するのに少し苦労したので、この情報があった方がこの話をよりよく御理解いただきやすいかと思って申し上げますが、今御説明いただいたのは、誰に報告を求めるか、そのリストの完全なものをどう作るかという話でしたが、では、誰に報告を求めるかということ以上に、あるいはそれと同じぐらい大事なのが、何の報告を求めるかということで、調査票も一度目を通しておいていただく必要があるかと思えます。

そこで、資料1-2を御覧ください。これは分厚い資料です。農林業センサスの変更についてという諮問の資料ですが、資料1-2の諮問文の中に調査票が付いております。ページ番号で言えば95ページとなりますが、これが農林業センサスの農業集落調査、正式名称、農山村地域調査票ということだそうなのですが、これをお聞きするということですね。

ですので、先ほども、資料2の別添4で農業集落のプロフィールのデータ、例えば南魚沼市のある地域について表示されていましたが、そのデータの中の枠囲みの赤い部分、これを得るために、今の調査票があるということですね。これを今、農林水産省から御説明のあった手順で選ばれた、その農業集落の代表者といいますか、回答者に回答していただくということですね。

主なものとして、寄り合いの回数ですとか寄り合いの議題とか、さらには、このページの裏側ということ、次のページになりますけれども、何か保全活動など、そのようなことが調査の対象となるというわけで、これは私の個人的な感覚ですけれども、農業集落の代表者が誰かということ以上に、こういう活動に参加している人なら誰でも答えられる情報かもしれないという気もいたします。

こういうことをやるわけですが、しかし、統計調査である以上、この調査対象、誰が回答することになるのかというのを特定することが必要だということで、今のような母集団

名簿の整備ということでやっていただいたということだと、私はそのように理解しております。

ということで、少し補足が長過ぎたかもしれませんが、この後、皆様から御質問、御意見などありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。この後、委員の皆様、審議協力者の皆様からも、是非御意見をいただきたいと思っております。

それでは、小西臨時委員、お願いいたします。

**○小西臨時委員** ありがとうございます。いつも丁寧な説明をして頂いて、先日の統計委員会でも内山統計審査官からわかりやすく丁寧な説明がありました。おかげさまで、理解しやすく、議論しやすい環境になっています。川崎部会長の補足もありがとうございました。

今一度確認したいのですが、前回調査では14万の集落が対象となり、5万集落から回答が得られず、得られた9万のうち1.5万の回答者が非農家だったので回答が得られなかったと理解しました。今回、調査対象の選定方法を見直すということなのですが、この前回得られた9万引く1.5万のおよそ7万強の回答者の方の肩書の構成比と、今回、調査対象となる1番目に聞く人、2番目に聞く人、3番目に聞く人の肩書の比率は、大体同じなのでしょうか。もしくは過去調査の実績で回答比率が高い肩書ということで、一番目に自治会長の方に聞くという理解でよろしいのでしょうか。

**○川崎部会長** では、お願いいたします。

**○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当）** 具体的な構成比までは資料がないので、そこまでははっきり言えないですが、前回答えていただいた多くの方が、やはり自治会長というところになっておまして、その中で、これまでもその方に聞いて調査をしており、農林業センサス研究会の中でも、前回、2020年と同じような調査対象者にしていきたいという意見が強くありましたので、まずはここを聞いて、調査をするというところで、優先順位を1位にしております。

**○小西臨時委員** ありがとうございます。今回、回答を得る順番を決めるということで、その順番が過去の調査での実績と関連しているといいと思っています。ですので、今回の順番は前回までの肩書別回答率の高い順になっているのか、もしその様な検証をしたなら結果を知りたく質問しました。その上で、そもそも過去に回答してくださった方には肩書に関係なく答えて頂き、前回回答が得られなかった人は、肩書上は順番が上位でも回答者としての順番を低くするというのが、継続性の観点からいいと思っています。過去に答えていらっしゃる方、前回調査で協力してくださった方は、肩書いかんに関わらず答えていただいて、その残りの方を今みたいなやり方で、順番に聞いていく方がよいかと思います。手間がかかってしまうのですが、継続性の観点からそう思いました。

なぜなら、この調査が中止になるとアナウンスされたときに、たくさんの方たち、利用者の方たちが声を上げたと聞いています。調査は行われるようになりましたが、その方たちの懸念は、調査方法や調査対象が変更されたことにより継続性が損なわれることだと思いますので、今回の回答の順番が過去の結果等を反映している、または客観的な

検証結果などがあると知りたいなと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。あれですね、今となっては全部、どなたがどう答えたかというのを調べるのは難しいのかもしれませんが、例えば現場での事後的なヒアリングか何かで、そういう情報でも参考にされたとかということであれば、そのあたりが分かれば、今のことについてはよりはっきりするのかなと思います。

○小西臨時委員 多分、リストや名簿で管理されて分かっていらっしゃるのではと思います。いかがでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 詳しくは分からないといいますか、もう5年近くも前のことですので難しいところではあるのですけれども、おおむねこのぐらいは自治会長などが答えているのかなというところはありますが、基本的にその方が答えられなかった場合、前回においては、農業団体とかそういうところへ行って、地域のことが分かる方が誰かをお聞きして、その方に調査をしていたところです。

○小西臨時委員 では、今回からは、全て郵送・オンライン調査となることにより、農業団体などからのフォローがなくなるかもしれないというのもあるのですね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 前回の方法では、自治会長はどなたですかというところをまず市区町村にお聞きして、実際に回答が得られなかった場合に、また探さなければならないという作業が発生しました。その方法ではなかなか今後行うことができないということで、その代替の方法として、今回、調査客体候補一覧表という当方が持っている情報を基に選定することで、例えばこの順番ですね、自治会長などがもし駄目であれば、次はこの順で次々決めていくということで、郵送調査も、次を誰に決めるかということもはっきりできますし、そういう意味で、この方法でやりたいと考えているところです。

○小西臨時委員 分かりました。少なくとも自治会長が回答者になりどれくらい回答していたのか等の記録はあったほうがよいかなと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○川崎部会長 ありがとうございます。回答者のプロフィールを、今回調査しながら記録を取られたり、あるいは、そんな数字の厳密な記録でなくてもいいですけど、そういう感触なんかを残されていくと、より今後にも役立つのかなと、今の質問を聞きながら思いました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、江川専門委員、お願いいたします。

○江川専門委員 御説明ありがとうございました。

私からは、今の議論と関連しまして、選定手順の中に認定新規就農者というのが出てきております。認定新規就農者はおおむね若い方で、就農してからの経過年数が浅い方が多いと思うのですけれども、そういう方に集落の状況を聞いても、果たして答えられるのかどうかとやや疑問に思っています。この認定新規就農者をここに挙げられている理由をお聞かせいただきたいと思います。

○川崎部会長 お願いいたします。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） ここで言います地域計画において地域内の「農業を担う者」ということを定義しておりますが、この中に、認定新規就農者という方が含まれております。今後、地域の農地をどうしていくかという、人・農地プランなどの話合いの中で、やはりこういう方も含めていろいろな話合いをするのかなと考えておりますので、そういう意味では、こういう方も含めてお聞きすることが、地域の実情がよく分かる方かなと考えております。

○江川専門委員 ということは、地域内での話合いをベースに認定新規就農者が挙げられているから、彼らも地域の状況には一応知見があるという理解でよろしいでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、そのように考えております。

○江川専門委員 ありがとうございます。理解できました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、滝澤専門委員からお願いします。

○滝澤専門委員 御説明ありがとうございました。

私も小西臨時委員がおっしゃったところと重複する部分があるのですが、改めて質問させていただけるとありがたいのですが、資料2の別添資料の25ページ、別添5の農業集落調査の報告者の選定手順の図は大変分かりやすくありがたいのですが、資料4の17ページで、選定された報告者が回答できない場合の対応手順ということで、次の候補者の名簿を用いて、民間事業者がその調査対象者へ調査票を再発送することになっているというようなことで理解しておりますけれども、過去の調査の御経験から、最悪のケースと言っては言葉が悪いですが、第5順位まで行くような想定がされているのか、あるいは、それともあまり想定されていないのか。つまり、先ほど小西臨時委員がおっしゃったようなことを、いま一度確認させていただければと思います。

それから、第5順位まで進んだ場合は、仮にそこまで行くような確率が高いとして、耕地面積が大きい順に次へ次へというような形で進まれるのか。今、最悪のケースですが、その点をお伺いできればと思います。

○川崎部会長 よろしく申し上げます。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 次回の2025年農林業センサスの選定方法につきましてはこのような方法で進めていきますけれども、正直どれぐらいまで行くかというところが難しいところで、どこまでやっていくかが分かるのは難しいところではあります。ある程度、第5まで、自給的農家ですとか、そのような方しかいないような集落もあろうかと思っておりますので、この辺までは行くかなと考えております。

○川崎部会長 よろしいですか。なかなか第5順位でも難しいというのがどれぐらい起こるかというのは、やってみないと分からないというところもあるのかもしれないですね。

○滝澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 それでは、続きまして、小松専門委員お願いいたします。

○小松専門委員 この後、除外される集落の数ですとか、その実態についての話には進むと思うのですが、その前段として、今回の客体候補一覧表と集落との照合については、所在地、客体名簿にある住所で照合するという理解でいいか、確認したいと思います。

○川崎部会長 いかがでしょうか。住所でいくのかということですね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 今回、この農業集落の照合といいますのは、市町村から調査客体候補一覧表というのが示されるわけですが、ここには、具体的に市町村番号ですとか、農業集落名とかがしっかり載っていますので、そこで集落が特定できるということになります。

○小松専門委員 複数の集落にまたがっている人が、今、多いのが実態だと思うのですが、この客体名簿自体に1つの集落名が記載されるということなのですか。

○川崎部会長 お願いします。いかがでしょう。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 資料4の15ページ、一番上に調査客体候補一覧表の案が載っております。ここで、農業集落名というところが一番上に書いてありまして、ここで、ここに住んでいる方といいますか、居住している方ということが分かります。

○川崎部会長 少し介入させていただきますと、1人の方が複数の農業集落に属しておられる可能性があるというお話について、私、そこがよく理解できなかったのですが、もしかしたら複数の農業集落に1人の人が農地を持っているとか、そういうようなことがあるということをおっしゃっているのかなと思ったりしました。

もう一方で、ここは、恐らくそういうケースがあるか、ないか分からないのですが、ここでは恐らく回答する人がどこのコミュニティに属しているかということで注目してやっているので、どこか1つのコミュニティに属しているという前提で調査をしているということなのかなと理解しましたが、そのような理解で農林水産省、よろしいでしょうか。間違っていないか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） そのような考えです。

○小松専門委員 住所、又は所在地のところでひも付けされるという理解でいいのですかね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、そのような理解でよろしいです。

○川崎部会長 よろしいですか。

○小松専門委員 はい。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今度は小西臨時委員の手が挙がっております。お願いします。

○小西臨時委員 何度もすみません。この調査は、5年に一度と間隔があくなかで、回答に協力してくださる方のリストを名簿などで整備することが難しいですが、重要だと思い



ます。このリストや名簿の整備が本当に調査の質を決めると思います。例えば前回答えられた方、今回この新しい方法で選定された方を、名簿上で、何ですかね、何かフラグを付いたり、管理していくというようなことはされるのでしょうか。結局、協力的な方に長期にわたって協力していただくのが非常にいいのかなと思います。集落の継続性があるのは理解していますが、回答者に対しても、区長は変わってしまうかもしれないけれど、自治会長等、回答者の継続性を考えていらっしゃるのかをお聞かせください。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 今、客体候補一覧表の案をお見せしましたが、同じように、資料4の15ページのところに、農業集落名簿というものの案を付けております。ここでは、今回、選んだ者が、どういう理由で、例えば自治会長だったというところは把握しようと思っておりますし、更に2025年以降、こういう情報も活用しながら、選定について、一つのデータとしては使えるのかなと、今、考えております。

○小西臨時委員 それがいいですね。今後の調査方法が妥当かどうかの確認にもなりますし、もし研究会等で、できれば、今回調査の回答者と前回調査の回答者の重複や差異を見たり、結果を検証したりできると良いかなと思います。しつこいですが、すみません。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。そういうことで、この名簿というのは、そういう地域の情報を得るためのキーパーソンのリストということで、非常に大事なリストです。それがどういう方々、プロフィールなのかということがあるということで、大変この整備は重要だと、私なりにお聞きしながら感じました。

それでは、ひとまずこれにつきまして、皆様の御質問等はいただいたかと思しますので、これで、特に御異論ということではなくて、このような方向で進めていくことについては、御了承はいただけたということではないかと思えます。また途中で、いろいろこんなことも留意してはどうかという御意見もいただいておりますので、そのようなことはまた今後、農林水産省において考慮していただけたらと思えます。ということで、これについては、一応御了承いただいたと整理させていただきたいと思えます。

それでは、続きまして次の論点といたしまして、農業集落調査の母集団名簿の作成方法の変更に伴う見直し等ということで、これについても、事務局から御説明をお願いしたいと思います。これは、変更の全体像としましては、審査メモにも記載されておりますが、対象地域、調査系統と調査方法、それから、調査時期と公表区分の3つの部分に分かれているということです。そうですね、これはまとめてやってしまうのでしょうか。

では、ひとまず主な論点として対象地域、調査系統と調査方法、それから、3つ目が調査時期と公表区分の3つということになりますが、最初の2つの調査地域、調査系統、調査方法、これにつきまして御説明いただいて、最後に別の区分としまして調査時期、公表区分ということで、これは別の項目としてさせていただきたいと思えます。

では、事務局から御説明をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、最初に対象地域について説

明させていただきます。

前回の調査までは、全国に設定される農業集落から、集落全域が市街化区域である集落を除いて調査が行われていました。しかし、今回から、経営体調査の情報を基礎に報告者を選定するというので、その名簿にどなたも載っていない集落、要は、農業を行う方がいらっしゃらない集落についても、対象から除くという計画がなされています。

これにつきましては、事実上、農業を行う者がいない集落であること、経営体調査の名簿を基礎に農業集落名簿を整備する以上、やむを得ない結果であること、本調査の調査事項が、寄り合いの開催や農業に関する地域資源の保全活動など限られた事項であることから、農林業に関する実態把握という本調査の位置付けも相まって、変更に対応の合理性があると考えておりますが、新たに対象から外れる規模やこれまでの必要性、データを把握しなくなることによる支障について、確認したいと考えております。

続きまして、調査系統と調査方法についての変更です。こちらは16ページになりますけれども、農業集落調査は、これまで民間委託と地方農政局等の併用で対応されていましたが、今回、全面的に民間委託の郵送・オンラインに変更し、必要に応じて民間調査員でフォローすることが計画されています。

これについては、農林水産省の地方組織の縮小により、これまでと同様、地方農政局等の職員を動員して調査を継続することが極めて困難になっていること、資料にも、前回の手法別回収状況を記載しましたが、前回調査においても既に80%以上が郵送・オンラインにより回答が得られていること、また、資料には記載しておりませんが、今回の変更で、集落調査が経営体調査の言わば後続調査として行われることから、民間委託に移行することについて合理性はあると考えております。しかし、調査員によるカバーは必須と考えておまして、民間委託上、また調査の実施上で確認事項がありますので、論点として立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明いたします。

まず、対象地域からですが、今回の変更でどの程度の数の農業集落が対象から外れるかについてです。前回センサスの農林業経営体調査では、約2,900の集落で全体の2%となっておりまして、今回、2025年でも同程度と考えております。

次に、前回までこれらを調査対象に含めていた理由についてですが、これまでは、農業者がいない集落についても地域資源があり、政策の対象になる可能性があることから、農業者がいる、いないに区別することなく調査し、政策部局においては日本型直接支払制度の政策評価に利用されておりました。しかし、今回調査において、農業者がいない農業集落が調査対象外になることについて政策部局に確認したところ、特段の支障がない旨の回答を得ておりますので、影響はないと判断しております。

最後に、今回除外される集落において、農業に関連する地域資源の保全活動などについて、前回まで有意な回答が得られていたのかということについてですが、今回調査対象か

ら除外される農業者がいない農業集落においても、一部集落内には農業用排水路、森林やため池、湖沼などの地域資源は存在しております。これら地域資源について、周辺の農業者や地域住民等が連携して保全活動に取り組んでいる場合は、農業集落の取組状況として、活動実態があるという回答を得ているところであります。

続きまして、調査系統・調査方法についてです。

まず、委託する民間業者はどのような事業者かについてです。調査票の発送、督促、回収業務について民間業者へ委託することを想定しておりますが、選定に当たっては、総合評価落札方式によって、技術力等を考慮して選定することを想定しております。

次に、調査員でフォローしなければならない作業量ですが、前回においては85%以上の集落について郵送・オンラインで回答が得られている上に、今回、2025年農林業センサスでは、農林業経営体調査の実施過程で調査員が既に訪問している者のうちから報告者が選定されること、その報告者は非農家ではなく農林業に何らかの関わりを持っている者であることから、前回以上に郵送・オンラインの回答が期待できるものと考えております。そのため、調査員が現場に出向いて直接対応するケースは、前回以上に限られると考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

では、小西臨時委員からお願いします。

○小西臨時委員 すみません、私だけかもしれないのですが、後半が、多分大事なところが聞こえていなくて、「調査員が現場に出向いて」のあたりの、その少し前ぐらいからもう一度説明していただいていた方がいいですか。

○川崎部会長 なるほど。オンラインの音声途切れたようですね。

○小西臨時委員 はい。すみません。

○川崎部会長 この今の画面の「調査員でフォローしなければ」の、このあたりのところからということよろしいですか。画面に出ているところ。

○小西臨時委員 そうですね。前半は、1番の途中は聞こえていて、その後の対応として、2のところぐらいが聞こえていなかったです。

○川崎部会長 それでは、ほかにもそういう方はいらっしゃるかと思います。恐縮ですが、もう一度このあたりのところの御説明をお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 調査員でフォローしなければならない作業量について、再度説明させていただきます。

前回におきましては85%以上の集落について郵送・オンラインで回答が得られている上に、今回、2025年農林業センサスでは、農林業経営体調査の実施過程で調査員が既に訪問している者のうちから報告者が選定されること、その報告者は非農家ではなく農林業に何らかの関わりを持っている者であることから、前回以上に郵送・オンラインの回答が期待できるものと考えております。そのため、調査員が現場に出向いて直接対応するケー

スは、前回以上に限られていると考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

大丈夫でしょうか、小西臨時委員。

○小西臨時委員 はい、ありがとうございます。聞こえました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、早速お手が挙がっているのが小松専門委員かと思いますが、よろしいでしょうか。

では、御発言、お願いいたします。

○小松専門委員 一つ、単純な調査設計について教えていただきたいのですが、先ほどお話しいただいた調査員でフォローしなければいけない作業量のところで、農林業経営体調査の実施過程で調査員が訪問している者というのは、農業経営体以外に自給的農家や土地持ち非農家で客体名簿の情報を整備するときにも、訪問や郵送等のやり取りというのはあるのですか。

○川崎部会長 お願いいたします。どうぞ。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） 農林水産省の東といいます。よろしく申し上げます。

名簿の整備に当たって活用する農林業経営体調査の関係ですので、私からお答えしますが、調査員がまず客体候補名簿、こちらは経営体以外にも、自給的農家でありますとか土地持ち非農家の方もリストされている名簿ですけれども、訪問しまして、経営体に該当するかを確認しますので、何かしらの接触はあるということです。

○小松専門委員 基本的に訪問で、自給的農家か経営体かというのを確認するのですね。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） そうですね、基本的には対面でお聞きをしております。

○小松専門委員 必ず土地持ち非農家なり自給的農家でも、住所等の更新はきちんと行われて、送ればリアクションが来る、郵便物自体が届かないというようなケースはないという認識で、間違いはないのですね。

○東農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第1班担当） そうですね、前回の名簿を基本にしたものでありますけれども、必要な補正をしまして、最新のものに更新をしておりますので、届くと思います。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 はい、この点については十分理解しました。

もう1個別の点で質問したい点があるのですが。

○川崎部会長 では、続けてお願いします。

○小松専門委員 ありがとうございます。最初に説明いただいた母集団名簿に登載のない農業集落の扱いなのですけれども、御提案だと、完全に調査対象から除外される設計になっていると理解しました。ただ、先ほどの質問で確認したとおり、住所でのひも付けがなされているとすると、経営耕地のある、なしともまた別ですし、そこに住所がある人がい

ないというだけで母集団から落ちるということになると思うので、調査対象になっていないことで完全に設計から除外されると、これから5年後、更に10年後となったときに、累積で、実際には居住地が変わったりしていても、永遠に調査の設計からは漏れる形になって、少し解釈が難しくなるかなと思って、非常に懸念しているところです。

この調査票を配る対象がいないということを、完全に除外する以外に、母数には含めたまま何らかのフラグを立てて、今回の一覧表に登載された者がいない集落という形で、別の公開の方法をするということは考えられないのかなと思っておりまして、それで質問させていただきました。

○川崎部会長 農地と居住地の違いみたいなところがあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 調査を行うに当たりましては、やはり名簿がないので、そこに郵送をかけたか、誰に送っていいかが分からないので、調査ができないということは御理解いただけたのかなと思います。

外れたという理由ですが、その部分については、全体の農業集落数というのはセンサスごとに把握しますので、その中で居住者がいない集落というのは、全体調査をした集落と、その差で分かるということはあるかなと考えております。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○小松専門委員 一応差で分かることは私も認識しているのですが、全体の設計としては、市町村から申入れがあればエリアの変更もあるというのを前提に、今まで、2020年についても、2015年調査のときの集落数と2020年調査のときの集落数が表示されていたり、非常に丁寧な扱いだったと認識しているのですが、今回は、この2020年調査と2025年調査の対象集落数の違いは、市町村からの申出があつて境界を変更したものと、客体名簿に該当者がいない、調査票を発送する相手がないということを混ぜて、一緒に合わせて表示される、公開されるという認識で間違いはないのでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 農林業センサスの農業集落調査に関わる集落の対象数というのは、調査を実際に行った集落ですので、今お話ししています客体候補者一覧に名簿がないという方は除かれた形で、調査の集落数というのが公開といいますか、公表されます。

もともと農業集落数の変更というのは、調査を実施する前に集落の形を変えますし、その後で調査を行いますので、その中で集落調査を実施した数が幾つという形で公表される形になります。

○小松専門委員 では、データを読み込む側が、丹念に境界の変更があつた場所を確認し、さらに、今回の調査対象の集落数とそうではないものとを差引きすれば、推測というか、意味合いの違いは、確認はできるということなのですかね。事前に市町村から、境界の変更についてはまた別途公表されているので、2段階で見れば、かなり正確に把握はできるということなのですかね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業セン

サス統計第2班担当) 農業集落は、先ほど最初の方にお話ししたとおり全国区切られていますので、約15万集落、集落の境界が変更になったとして、形が変わったりする、もしくは、場合によっては分割という場合もあるかと思いますが、その場合で、その中で調査対象は、市街化区域ですとか今回であれば名簿にいないところを除いた数という形になりますので、具体的にその中の内数という形になってしまいます。また、どこの市町村のこの集落が、具体的に境界の変更によって変わったというところは、はっきりその部分では分からないかなと思います。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 これで3,000ないし、もしかしたらそれ以上の集落が対象から除外されるのかなという認識があるので、結果の解釈が難しくならないかなというのを懸念していましたが、一応、説明していただいたことを前提に少し考えてみます。

これは、次回以降のことはまだ分からないと思うのですが、やはり累積的に、市街化区域を除いたところに、毎回、客体名簿の対象がいるかを見るという設計ではなく、一度除外にしてしまうと、これをベースに次回以降の調査も除外地域が累積的に増えるという設計になるかというのは、今のところはまだ分からないという認識でいいのですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農業センサス統計第2班担当) この除外する地域というのは、その回ごとの農業センサスの名簿ごとに行いますので、例えば今回、その集落に人がいなくて調査対象ではなかったとしても、次回、新規就農とかで対象者がそこにいるということになれば、調査対象に戻りますので、その都度の農業センサスの名簿によるということをお理解いただければと思います。

○小松専門委員 分かりました。2025年調査に限り除外されるということで、認識すればいいということですね。2025年調査のための客体名簿との照合において除外された。調査の設計から確実に除外されるということではなく、今回の名簿との照合で除外されたということですね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(農業センサス統計第2班担当) はい、そうです。今回の名簿に基づいて除外される形になります。

○川崎部会長 よろしいですか。

それでは、続きまして、小西臨時委員、お願いいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。今のご説明で、調査名簿は各回で作られ、ある年に調査対象から外れたとしても、新規で対象地区となれば、調査対象となり得ると聞き、安心しました。

次回調査からは、経営体調査で農業をしている方がいらっしやらない集落は、前回まで調査対象だったとしても除外されるとのご説明でした。その数は、大体22%で3,000地域、3,000集落ということと理解しました。調査対象から外れる集落数はわかりましたが、今後、調査対象の選定と調査方法が変わることにより、調査対象が増えることはあると想定されているのでしょうか？前回調査では、9万集落のうち、1.5万件が非農家で回答がなかったとのことですが、今回の変更で、この1.5万の集落について、経営体調査で確実に

農業をしている方が対象になることで、回答者数が増えることはあるのでしょうか？というのがまず1点の御質問です。

2点目は、現状で85%の方が郵送・オンラインで対応されていて、15から16%が未対応とのことですが、これらの地域に偏りがあったり、皆様が見られていて、こういうところが届きにくいし反応が悪いみたいなのが、分かっていることはあるのでしょうか？

○川崎部会長 お願いします。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） まず、1つ目の増えることがあるかというところですが、名簿を作成するに当たりまして、その年の新規就農者なども、行政情報なり市区町村の情報なりから補完して名簿に増やしていきますので、そういう可能性はあると思っております。

○小西臨時委員 けれど、調査方法や対象者の選定により改善されて、増えることはあまりないということでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 難しいですね。

○小西臨時委員 調査実施の工夫などではあまり増えないと理解しておけばよいでしょうか。つまり回答者数は減ることはあっても増えることはないというふうに、私たちは理解しておけばいいですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 全体的な流れの中で、農林業経営体数というのは減っていく中、どちらかという、ベクトル的には下の方を向いていくのかなというところはあるかと思いますが、はっきりそのことは今のところ分かりません。

○小西臨時委員 なるほど。調査対象の選定や方法が変わることによって、今まで取りこぼしていた集落が変更で調査対象に入ることができるのかということをお聞きしました。

2点目のオンライン・郵送に対応されていない地域などに偏りなどあるかどうか、お教えください。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） すみません、先に言った回答の中で、調査客体候補名簿の部分については、経営体になるかどうかということもございますので、名簿自体をそんなに減らしていくという形ではないと思っております。もちろん亡くなられた方というのはしようがないかと思えますけれども、基本的な対象者というのは、大きく減らないと考えているというところを補足させていただきます。

○小西臨時委員 はい。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） それから、調査手法の中で16%ほど、前回、職員ですとか調査員調査になったというところですけども、ここは、確かに郵送をかけるに当たって、どうしても精通者が把握できなかつたというところが約6,000あったので、そういうところは、職員が対応したというところですし、郵送をかけても実際返ってこなかったというところもあろうかと思えます。そういうところは、前回の調査では、郵送調査のほかに、時

期を少しずらしまして、調査員、それから職員で調査をしておりましたので、そのときに調査をしたというのが約16%という形になっています。

○小西臨時委員 ありがとうございます。何か西高東低ではないですけど、この地域は調査員による回収が多い、郵送・オンライン化が難しいといった情報があれば、それは民間委託の方たちにとって重要な情報となると思います。全国一律、47都道府県で当程度郵送・オンライン調査が16%できていないのではなくて、どこかが突出してできてなければ、そういった集落については、民間の委託業者の方に情報提供していただけたらいいのかなと思います。

ありがとうございました。

○川崎部会長 なるほど。そういういろいろな情報を活用して、オンライン、郵送の回答率をできるだけ高めていくということをやったらいいという御提案だと受け止めましたが、よろしいですか。何かありますか。

それでは、江川専門委員、お願いいたします。

○江川専門委員 御説明ありがとうございました。

本日の資料4の19ページです。これは先ほどの議論にも挙がっておりますけれども、調査対象から除外される地域について、「周辺の農業者や地域住民等が連携して保全活動に取り組んでいる場合は、農業集落の取組状況として活動実態があるという回答を得ている」の意味は、除外するので、データは出てこないけれども、実態はあるという解釈でよろしいのでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 次回、2025年で対象から外れる約2,900の集落において、前回、2020年の結果を見ても、実際にこういう地域資源があつて、保全活動があつたというところはあつたということです。

○江川専門委員 そのデータは、2025年では調査しないから上がってこないということでもよろしいでしょうか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい。2025年でもし地域資源があつても、調査対象ではないので、調査結果はないという形になります。

○江川専門委員 はい、分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。こういうところは、なかなかもう回答する人もないと、調べようがないということにもなってくるかもしれませんね。ありがとうございます。

それから、小松専門委員、お手を挙げていらっしゃいますか。お願いします。

○小松専門委員 今回は、回答の候補者が複数リストアップされるので、基本的に調査事項に回答できないということは想定していないという御説明だったのですが、この点について少し気になっていることがありまして、前回までの調査では、回答がなかなか得られない、リアクションのない、対象者がなかなか見つけられないところについては、関係機関からの情報収集を含めて、職員の方が御対応していたということなのですが、今回は、



純粹に名簿にリストアップされている方に聞いていくということで、大分設計が変わっているかと思えます。

それで、私の認識だとかなり少なくない集落で、自給的農家、土地持ち非農家の方しかその集落のエリアに住所、居住地でひも付けされる方がいなくて、これらの方、つまり、初めから第5候補者から始まるような集落も一定数あるかと思うのですが、そのような方がどうしても回答しない、できないという場合、本当に回答できないということは想定しないという設計で大丈夫かなど。いろんなフォローをしても、連絡も取れるけれども回答できませんということになったとき、どういうふうの結果としてカウントされて表示されるのか。それでも前回同様の結果で、確認はできないけれどこのままの結果にしてくださいということも、現場的にはあるかと思えますが、回答できないという回答の方法が用意されていないことで、統計調査として大丈夫かなどという点が気になりました。

○川崎部会長 確かに通常はこういうアンケート調査ですと、分からないという選択肢が用意されることはよくあるわけで、公的統計よりもむしろ世論調査なんかではそういうのが普通ではあるので、少しこれは世論調査的な側面、意識調査的な側面がなきにしもあらずなので、そういう御疑問も、私もそうかなと思いつつ、うなずきながらお聞きしていましたが、いかがでしょう。これ、必ず100%回答を求めるとするのは本当に大変なことではあるのですが、100%になるまでやるということなのでしょうか。どういうふうにお考えになっているか、少し教えていただけたらと思います。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 実際、自給的農家ですとか土地持ち非農家の方だけの集落はあろうかと思えます。そういう中でも、地域の活動を聞いたり、寄り合いの回数とか、そこにあるため池だとか、そういうところもお聞きする調査ですので、その辺は御回答いただけるかなと思っています。それでもなかなか回答いただけないという場合は、民間事業者による調査員が回収するという設定もしておりますので、100%回収を目指したいと思っております。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 回答なしはない設計のままということなのですか。全部100%と思って、我々は利用すべきということなのですね。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 では、私から回答します。絶対ということはありませんけれども、100%を目指すということにしたいと思います。

○川崎部会長 それでは、難しいけれど頑張ってくださいということで、少しこれは私、部会長というか一委員として申し上げますが、この調査というのは、実は農業経営体とか農家の調査とは少し性格が違うように思うのですね。要するにこの地域でどんな活動はありますかという、極端なことを言えば、その地域の構成員であつたら誰でも知っているかもしれないし、もっと言えば、自治会長だって、たまたまそこに出ていなかったら、そういうことをやっているかどうか分からないというケースがあるかもしれないわけですね。

ですので、これは今5段階に分けて、順番に調査対象者を特定して行って、回答してい

ただくような作業を緻密にやっておられるというのは、大変結構なことなのですが、それでももし分からない場合は、もしかしたら地域で聞き回ってみると、案外、「あ、やっていますよ」という答えが返ってくるかもしれないので、こういう回答者を特定して回答していただくというだけではなくて、何かそういう手がかりから回答の端緒が得られるということもあるのかなと思いますので、今、坂井室長がおっしゃったように、100%を目指すというのはそういうことも含めてということのかなと受け止めました。ということで、期待は高いようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかには御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から内山統計審査官、お願ひします。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局でございます。申し訳ございません、割り込みました。

今、委員の方々から御議論いただいていたお話、御意見をお聞きいたしまして、幾つか追加で確認をさせていただければと思います。

経営体の住所をベースにということでしたので、例えば、Aという集落に農地はあるのだけれども、実際にそこに住んでる方がいらっしゃらない、要はBという地区に住んでるという場合に関しては、今回、A集落は対象にならないという理解でいいですか。

**○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当）** はい、その集落にほかに誰もいないということであれば、そういうことになります。対象外になります。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** なので、客体候補名簿を整備される段階で、土地を持っていますと、離れたところに土地を持っていますかとか、そのようなことについては、今のところは聞き取りの予定はないと、そんなふうに理解してよろしいでしょうか。

**○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当）** はい、その予定はありません。

**○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** はい、分かりました。

あと2点あります。先ほども議論がありましたが、要は第5候補まで行ったのだけれども、それでも分からないという場合の取扱いなのですが、今示していただいている流れだと、第5順位までというような感じになりますけれども、民間事業者に委託される際には、バスケットクローズという表現ではないですけれども、第5順位まで行って駄目だった場合は、こういうような形で情報収集に努めてくださいといったような仕様の追加というのは一つ選択肢としてあるという感じでしょうか。先ほどの部会長の御発言にフォローするという感じになります。

まだこれから仕様書も書かれますので、今この場で何か確答してくださいということではないのですが、ほかの委員の皆様からも、第5順位までもし行って見つからない場合はという御意見もありましたので。

**○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 検討させていただきます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 恐縮でございます。

最後に1点、資料4の18ページです。今回調査対象から落ちる約3,000集落についての利活用について（b）で聞いておりました。回答としては、「1」のところで、政策の対象になる可能性があるということで、政策評価に利用されていたということなのですが、「2」を拝読すると、特段の支障がないという回答を得ているので、今回、その3,000集落についてデータが落ちても、直ちには大きな支障はないだろうという認識をされているということなのですが、そういう認識でよろしいですかね。将来的には、また政策部局と相談をされる余地はあるのかなと思うのですが、現時点においては特にはという、そんな理解でよろしいですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、現段階においてはそのように考える必要がないと考えております。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

大分この調べ方といったこと、あるいは居住の実態、農地の実態ということで、難しいところもあるかと思いますが、いろいろ工夫はされるということのようです。

それでは、小西臨時委員、お願いします。

○小西臨時委員 すみません、小松専門委員のコメントと重複するかもしれませんが、回答者を経営体調査の名簿で決めてから調査をするので、今までの利用者からみたら、公表が回答がなかった方も含めて100%なのか、どういうふうに公表されるか、100%が何なのかというのはすごく重要だと思うのですが、回答なしの数は公表しないということでしょうか。

○川崎部会長 今、検討していただいているようですので。

○小西臨時委員 利用者の方がすごく戸惑わないかなと少し気になりました。もちろん100%を目指しても100%は多分無理だと思うのですが、公表の仕方が今回で変わるということですか。

○川崎部会長 もしかしてどうしても得られない場合には、集落ごとの回答のところでは何か何か、未回答と表示することが、ぎりぎりとしてなきにしもあらずかもしれないと思うのですが、ただ、これは基本的には集落ごとの情報として公表するというのが基本であって、集落を集計して、何集落がこういう回答したかとか、何集落が寄り合いをやっているか、いないかというのは、あっていい情報だと思いますが、それが重要というよりも、むしろこの集落がどういう活動しているかというところが大事な情報なのかなと思うので、そこら辺は、きちんとやっている限りにおいては大体見えているし、どうしても回答が得られないところというのは、もしかしたらいろんな活動をやっていないのではないかと、そういうふうに見るのが自然かなと思ったりするのが素人なりの考えなのですが、いかがでしょうか。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 先ほど100%を目指すと申し上げたのですが、万が一得られない場合は、我々は農業集落別にデータベース

を公表しておりますので、その中でそのようなことが分かるように工夫したいと思います。

○川崎部会長 よろしいですか。

○小西臨時委員 はい。回答者数、回答率が何を表しているのかが利用者の方にわかりやすくなっていればよいと思います。

○川崎部会長 恐らく活動がどんどん低調になってきますと、やっているかやっていないか分からないけれど、そういえばやったかなみたいなものが出てきて、言わばそのやっている、やっていないの境目が、すごく分かりにくくなるケースも出てくるのではないかと思うのですね。そういうところというのは、恐らく回答はなかなか得られないと思うのですね。だから、回答がないというのは、ある意味、決めつけてはいけないのですが、草の根を分けてもやはり分からないときには、これはやはりやっていないと判断するというのが自然な感じもするので、そこは結局、最後は、コストベネフィットのバランスを考えながら、どこまで草の根を分けてまでやるかという議論ではないかなと、伺いながら感じました。

そのようなことが、ひとまずどこまで100%を確保するかという議論の整理ではないかと思うのですが、もう少しこれは丁寧に、この後、整理をしていきたいと思いますが、そんなイメージを持ちました、今のやり取りを通じて。よろしいでしょうか。

それでは、御質問等はいただいたように思いますので、ここで整理させていただきますが、今までの論点につきましては、基本的にはなかなか難しいところであるけれども、きちんと把握をしていこうということで、その方法などについても御説明をいただきましたので、これについても、基本的な線は御了承いただいたものとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の論点は、今回の調査時期と公表区分についての変更について、御説明をお願いしたいと思います。

では、事務局からお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 調査時期と公表の区分の変更ですけれども、次のページの図を見ていただくと分かりやすいと思います。前回調査までは、経営体調査、市町村調査、農業集落調査とともに、おおむね同時期に行われていましたが、今回の農業集落調査については、経営体調査の情報などを整理して、それを活用する形で実施することが計画されています。そのため、調査の実施時期が前回よりも大幅に繰下げとなるわけですが、集計結果、特に詳細結果について、前回のスケジュール感を維持するため、概要、詳細の2段階で行うことを取りやめ、詳細のみに一本化して行う計画としております。

調査の実施時期の変更については、経営体調査の名簿を使うことに伴うものであり、ある意味必然と考えておりますが、公表結果の利活用上の支障など、幾つか論点を立てております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省から御説明をお願いします。

○坂井農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 御説明いたします。

まず、経営体調査の終了から農業集落調査の実施に至るまでのスケジュールですが、農林業経営体調査の実施、これ、令和6年12月から令和7年2月ですが、その後、市区町村が補正し整備した農林業経営体調査の客体候補一覧表が、市町村から農林水産省へ報告されます。令和7年6月以降、印の示された自治会長・行政区長等の情報を利用して、農業集落調査の調査対象者の選定及び農業集落名簿の整備を、令和7年8月までに行うこととしております。

この名簿を調査を委託する民間業者へ提供し、民間事業者から調査対象者に対して令和7年10月に郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回答いたします。

ただし、郵送又はオンラインにより回収できない調査票は、調査票の提出期限を待たずに民間業者による督促を行いまして、その督促の中で報告者の希望があった場合、電話による聞き取りを行います。それでも回収ができないことが明らかになった時点で、随時民間業者の調査員が回収する方法により行うことを想定しております。

本調査は、令和7年10月1日から12月31日までの期間に実施を予定しております。

次に、農業集落調査結果の利活用ですが、調査結果は、日本型直接支払制度といった政策の推進や効果等の検証データとして利用されるほか、食料・農業・農村白書の作成におきまして、基礎資料として活用しております。

前回実績との比較で、公表はどの程度繰下げになるのか、また利活用上支障はないのかについてです。前回、2020年農林業センサスにおきましては、概要を令和2年11月、詳細は、令和3年6月末に公表しておりました。今回、2025年農林業センサスの農業集落調査は、前回よりも調査の実施時期が6か月程度後ろ倒しとなりますので、詳細なデータを少しでも早く公表するため、概要の公表を取りやめ、詳細公表のみに変更したところがあります。

概要公表は行わないものの、詳細公表は前回農林業センサスと同じタイミングで、令和8年6月の見込みですが、行うことを計画しておりますので、利活用に支障はないと考えております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

今回は調査方法といいますか、調査の対象の選定から方法が変わりますので、何らかの変更があるのはある意味当然のことではありますし、その中では一応できる限りの工夫をされていると私なりには受け止めておりますが、もし何か御意見、御質問などありましたら、お願いしたいと思います。

小松専門委員お願いします。

○小松専門委員 今回の調査は前回と大幅にやり方を変えるということなのですが、本調査のやり方のスケジュールは見させていただいたのですが、何らかのトライアルというか試行をしてみて、この方法できちんと名簿が更新されてという、そういうトライアルは一切なしで、全国一律でこの新しいやり方で実行されるという認識で間違いありません。

うか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 特にトライアルということは考えておらず、実行する予定です。

○小松専門委員 では、リアクションが得られなかったので名簿の下に行く手順とかは、完全にマニュアル化されていて、民間事業者はそのマニュアルに沿って、全国一律の、この期間までに回答がなければ次に行つてとかという、そういうシステムチックに運用されるということなのですね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 選定者については、このルールに基づきまして、農林水産省の方で先に選定をして、それを民間事業者にお渡しします。調査の今後のスケジュールとかについては、ある程度きっちりと決めて、調査の督促ですとか、そういうことはやっていきたいと思っております。

○小松専門委員 名簿が完成して以降は、もう民間事業者の運用に変わるのですよね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい。名簿を当方で作成しまして、それをお渡しして、民間事業者が調査票の発送という形で、事業をやっていくことになります。

○小松専門委員 このスケジュールは、かなり名簿の上から下まで選定者が繰り下がっていったりしても、無理のないスケジュールになっているという認識でいいのですかね。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、一応そのように考えております。

○小松専門委員 分かりました。

○川崎部会長 よろしいですか。

今の、一番難しい対象者を特定する部分は、もう農林水産省で全部引き受けて、それで、調査の実施という民間事業者もよくやっているようなタイプの業務については、その部分を切り分けて委託すると、そういう整理だと伺いました。では、今の御懸念のスケジュール管理とか、そのあたりのところはしっかりやっていただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

では、内山統計審査官から一言何かあるそうです。お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今回の御質問の中で、民間事業者の名簿を渡した後は、あとはもう民間事業者にオペレーションしていただくというような御認識で回答があったところなのですが、1点確認なのですが、資料4の15ページのところに農業集落名簿の案というのが表の2として付けられているのですが、イメージとしては、この名簿を民間事業者に渡されると、そういう理解でいいですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） 民間事業者には、集落ごとに複数名対象者を載せた形で提供しようと考えております。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 では、第一候補が回答できないとなっても、民間事業者の方で、では、次はこの人、この人という形で、逐一農水省さん

に確認することなく自律的に判断して、調査票の再送は可能という、そういう理解でよろしいですか。

○角谷農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（農林業センサス統計第2班担当） はい、そのようなことです。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。そういうことで、きちんと手だてを取っておられるというのが少し安心感を生みますけれども、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ひとまず今日の農業集落調査のところにつきましては、一通り御審議いただいたと思います。いろいろ質疑応答もありましたけれども、また留意点もいただきましたけれども、基本的にはこの変更の計画については、特に異論もなかったようですので、これについては、おおむね了承をいただいたものとさせていただきたいと思います。

この後、次回に向けてのことを申し上げますが、この後は農業経営体調査の審議に次回は進むということにはなるのですが、もし、本日の会議を少し振り返っていただきまして、もう少しこの点を確認しておきたいというような、情報の提供が欲しいという点がありましたら、事務局にメールをいただけたらと思います。

ということで、ひとまずこの農業集落調査については審議を終了とさせていただきたいと思います。

これで今、11時57分となっておりますので、もう次の議題に進むのは難しいと思いますので、本日はここで審議を終了させていただきたいと思いますが、次回は、またこの後、御連絡いただけたらと思いますが、残りました農林業経営体調査やその他のことについて、御審議をお願いしたいと思います。

それでは、私からは以上ですが、何か事務局から連絡がありましたら、お願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。

本日も御審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

次回の部会ですけれども、6月26日、月曜日の午前10時から、今回同様ウェブでいうことで予定しております。

また、部会長からもお話がありましたが、本日、非常にたくさんの論点がありましたので、改めて資料を御覧になったり、あるいは今日の議論を振り返られて、追加でお気づきの点あるいは御質問がございましたら、少しショートでございまして、6月8日、今週の木曜日の正午までに、メールによりまして事務局まで御連絡いただければ幸いです。

本日の配布資料は次回以降も使用いたしますので、保管いただければと思います。

最後に、いつものお願いでございまして、部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールで御照会をいたしますので、こちらにつきましても御確認いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。それでは、また次回お目にかかります。

ありがとうございました。失礼します。